

# 「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」逐条解説

## 【条例の構成】

◇5章26条◇

前 文

第1章 総則（第1条—第8条）

第1条 目 的

第2条 定 義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

第5条 市民の責務

第6条 事業者の責務

第7条 教育関係者の責務

第8条 市民団体の責務

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第18条）

第9条 計画の策定

第10条 推進体制の整備等

第11条 市民等の理解を深めるための措置

第12条 事業者が行う活動への支援

第13条 教育の分野における措置

第14条 家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置

第15条 仕事及び生活の両立支援

第16条 政策の立案及び決定への共同参画

第17条 実施状況等の公表

第18条 市の施策に関する意見又は苦情の申出

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第19条—第21条）

第19条 性別による権利侵害の禁止等

第20条 性別による権利侵害に関する相談体制の整備等

第21条 公衆に表示する情報への配慮

第4章 男女共同参画審議会（第22条—第25条）

第22条 男女共同参画審議会

第23条 組 織

第24条 会長及び副会長

第25条 会 議

第5章 雑則（第26条）

第26条 委 任

## 【条文の解説】

### 【前 文】

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

(趣旨) 前文は、条例制定の背景や基本的な考え方、決意などを明らかにするために置くものとされており、この条例でも、制定の趣旨を明らかにするため前文を置くこととしました。

(解説) 前文は、制定の趣旨に基づき、下記の(1)～(4)の内容を踏まえています。

#### (1) 策定委員会でまとめた「登米市の課題」

- ①性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が根強い
- ②重要な方針や計画を決定する場に女性が少ない
- ③あらゆる暴力の禁止への対応が図られていない

#### (2) 策定委員会でまとめた「5つの目指すべき登米市の姿」

- ①すべての市民が性別にとらわれず人権が確保される登米市
- ②仕事と家庭生活が両立できる登米市
- ③男性も女性も積極的にまちづくりに参画できる登米市
- ④次世代をはじめ、だれもが住み続けたいと思える登米市
- ⑤だれもが豊かな人生の実現ができる登米市

#### (3) 憲法の理念に則った男女共同参画社会の実現を目指していること。

#### (4) 急激で多様な社会経済情勢の変化に対応するためにも、男女共同参画社会の実現が求められていること。

### 〈参 考〉

#### ◆ 登米市総合計画における男女共同参画社会の形成の位置づけ

##### 登米市総合計画

##### 第2編基本構想

##### 第4章施策の大綱

##### 第6節 市民の創造力を生かした協働のまちづくり



〈参 考〉

◆宮城県内の市町村における男女平等参画・共同参画に関する条例制定状況（2010年4月現在）

宮城県	宮城県男女共同参画推進条例	2001年8月1日施行
仙台市	仙台市男女共同参画推進条例	2003年4月1日施行
石巻市	石巻市男女共同参画推進条例	2005年4月1日施行
塩竈市	塩竈市しおがま男女共同参画推進条例	2007年9月28日施行
気仙沼市	気仙沼市男女共同参画推進条例	2006年3月31日施行
白石市	白石市男女共同参画社会推進条例	2002年6月21日施行
大崎市	大崎市男女共同参画推進条例	2008年4月1日施行
大和町	大和町男女共同参画推進基本条例	2005年4月1日施行
富谷町	富谷町男女共同参画推進条例	2005年4月1日施行

※内閣府公表資料 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より抜粋

## 第1章 総則（第1条—第8条）

### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市（以下「市」といいます。）、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（趣旨）本条は、この条例の目的を定めたものです。

（解説）本条は、本市における男女共同参画を推進するための基本理念、市、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務並びに市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを規定しています。

男女共同参画社会の実現には、市だけではなく、市民や事業者、教育関係者や市民団体が、この条例に定められた基本理念に則り、それぞれの責務を自覚し、施策を計画的に推進していくことが必要であることを明確にしています。

〈参 考〉

### 男女共同参画社会基本法

#### （目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
  - ア 市内に居住する人
  - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
  - ウ 市内の学校に在学する人
  - エ 市内に滞在する人
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(趣旨) 本条は、条例が適正に運用されるよう、この条例で用いられている主要な用語の意味内容を確定するために定めています。

(解説)

(1) 第1号 「男女共同参画」 「参画」とは、単に参加するだけではなく、方針決定、企画立案の過程などでも積極的に関わることをいいます。

(2) 第2号 「積極的改善措置」 この措置は、男女共同参画社会の形成のための重要な概念であり、いわゆるポジティブ・アクション (positive action) のことで、厚生労働省においても平成19年11月からポジティブアクション応援サイトを開設し啓発を進めています。

社会的・経済的な格差が現実存在するところでは、法律上抽象的に認められた「機会の平等」は形式的なものに過ぎず、この機会の利用は現実には困難なこともあります。そのため、実質的な機会の平等を確保するための措置が、積極的改善措置です。

なお、女子差別撤廃条約(昭和60年条約第7号)第4条には、暫定的な特別措置は差別ではない旨規定されています。

また、男女共同参画社会基本法(以下、「基本法」といいます。)第2条第2号では、積極

的改善措置を定義し、基本法第8条において国は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（「積極的改善措置」を含みます。以下同じです。）」を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると規定されています。地方公共団体については、基本法第9条において、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されており、国の施策に準じた施策には、積極的改善措置が含まれています。

各地の女性センター、男女共同参画センターにおける女性に対する優先的な情報や機会の提供等もこの一例です。

- (3)第3号 「市民」 この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課するものではなく、市、市民、事業者、教育関係者及び市民団体がそれぞれの役割を互いに担い、協働の意識のもと男女共同参画社会を築くことを趣旨としていることから、登米市に住所を有する人だけでなく、市内で活動するあらゆる個人を対象として広く捉えることとしています。

また、あらゆる暴力からの救済について、市外から本市の相談窓口に来た人に対応する必要があることから、市内に滞在する人を規定しました。

- (4)第5号 「教育関係者」 P T Aは学校教育の分野において重要な役割を担っていることから教育関係者に含まれます。

- (5)第6号 「市民団体」 福祉分野や社会経済活動など多岐にわたる分野で重要な役割を果たすようになっているN P Oや各種団体、自治会の市民団体をいいます。N P Oや自治会など地域における男女共同参画の推進が、登米市の男女共同参画社会の形成に大きな意味を持つことから事業者とは別に定義しています。

- (6)第7号 「セクシャル・ハラスメント」 職場、学校、地域などで加害者の思いとは関係なく、受け手側に不快で歓迎されない性的言動が仕事などに悪影響を与えるものをいいます。第19条第2項において、その行為を禁止していますが、本条例における意味内容を確定するために、定義しています。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」といいます。）第11条では、セクシュアル・ハラスメントは、雇用管理上の措置として規定されていますが、本条例では、職場に限定せず、あらゆる場に起こりうるセクシュアル・ハラスメントを対象としています。

- (7)第8号 「ドメスティック・バイオレンス」 第7号と同様に、第19条第2項において、その行為を禁止していますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」といいます。）において定める「配偶者からの暴力」の定義とは異なることから、本条例における意味内容を確定するために定めています。

「配偶者暴力防止法」では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者（事実婚の人を含みます。）及び元配偶者からのものと定められていますが、本条例においては、恋人等を含み「夫婦や恋人等の男女間」と幅広い定義をしています。

- (8)第9号 「ワーク・ライフ・バランス」 一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

- (9)第10号 「協働」 男女共同参画社会の形成のためには、一人ひとりが男女共同参画の推進について理念を理解し実施していくとともに、市や事業者など複数の主体が、男女共同参画の推進の目標を共有し、共に力を合わせて活動することが重要であるため定義しています。

〈参 考〉

### 男女共同参画社会基本法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) (略)

### 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

### 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」

平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」といいます。)では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとし、企業と働く者の果たすべき役割として「企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。」と定めています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(趣旨) 本条は、男女共同参画社会基本法を踏まえた基本的な考え方を基に、市、市民、事業者、教育関係者及び市民団体が本条例に定められている責務を果たす上で、こうあるべきだという根本的な考え方を定めています。

(解説)

(1)第1号 「男女の人権の尊重」 「人権の尊重」「性別による差別的取扱いを受けることがないこと」「個人の能力を発揮する機会が確保されること」「国籍に関係なく個人の尊厳が重んぜられること」が、登米市の男女共同参画の根底を成す基本理念であることから、最初に掲げています。

憲法では男女の平等がうたわれているものの、実際には性別で差別的な取扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったり、人生の選択に何らかの制約を受けたりすることがあります。性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。また、登米市における外国人が家庭や地域において疎外感のないようにするため、外国籍をもつ人の個人の尊重を示し「国籍にかか

わらず」の文言を明記しています。

なお、ここでの「差別的な取扱い」とは、直接的な差別に限らず、間接的な差別も含んでいます。「間接的な差別」とは、表面的には男女差別の取扱いがなくとも結果的に差別的効果をもたらすようなもので、例えば、採用する際に仕事に関係のない身長、体重、体力などを条件にし、事実上、女性を排除しているような場合を指します。

(2)第2号 「社会における制度又は慣行についての配慮」 「男は仕事、女は家庭」といった性別により役割を決めてしまう考え方や、それに基づく社会の制度やしきたりは今もなお存在しており、結果として社会における活動の選択をしにくくしている実情があります。本号ではこれらのことを踏まえ、社会における制度・慣行の及ぼす影響に配慮することを基本理念としています。

(3)第3号 「政策等の立案及び決定への共同参画」 社会を構成している男女が、平等に社会のあらゆる分野で政策あるいは方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることは、共に社会のあらゆる分野で利益を受けることができると共に、責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すことであり、重要な意義を持つことから、基本理念として明らかにしたものです。

(4)第4号 「家庭生活における活動と他の活動との両立」 家庭生活における活動について、男性も女性も家族の一員として、その役割を円滑に果たし、家庭と社会活動の両立を互いに認め合うことの大切さを定めています。

これは、子育て、家族の介護等の家庭責任の多くは女性が担っているという状況の中で、少子・高齢化が進展していることから、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について、家族を構成する男女が相互に協力をするとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動との両立が図られるようにすることが重要であることを考慮し、この基本理念を定めているものです。

(5)第5号 「教育の場における配慮」 男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠です。このような意識を育み、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基本とした男女平等観を形成する上で、学校教育、社会教育、家庭教育など、あらゆる教育・学習の果たす役割は極めて重要であることから、この基本理念を定めています。

(6)第6号 「暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。）の根絶」 ドメスティック・バイオレンスや介護虐待など、あらゆる暴力の禁止が、男女共同参画社会の実現のためには必要不可欠である、という認識をもって取り組むことが重要であることから、第1号の男女の人権の尊重とは別に基本理念として定めています。

(7)第7号 「性と生殖に関する健康と権利の尊重」 健康と人権という観点から、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることが必要であることを定めています。特に女性においては、子どもを産むことのできる性として尊重されなければなりません。基本理念に基づき、具体的には、産む、産まないを男女で決定するという考え方の尊重、性感染症の防止を含めた性に関する幅広い情報提供及び学習機会の確保などの施策を講じていくことが考えられます。

(8)第8号 「性同一性障がい者等に対する配慮」 人権の尊重のためには、男女の区分では解決できない性に配慮する必要があるため記述しています。一般に生物学的概念として男女いずれかの身体形状に属す身体を持つにも拘らず、それに由来する身体の性別と一致しない状態やそれを訴える症状をもつ人、性分化疾患など多様な性を持つ人に対し、人権が尊重されるよう配慮

されなければならないことを定めています。また、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の「等」は、同性愛の人を含むことを意味します。

(9)第9号 「国際的視野での協調」 日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上に係る活動等国際社会における様々な取組と連動して行われてきました。我が国は、国際社会の一員として、男女共同参画社会の形成に関しては、国際的な連携、協力のもとに行うことが望ましいとし、基本法第7条の基本理念において国際的協調を定めています。本市においても、情報収集や情報提供に努め、世界的な視野のもとに行っていくことの大切さを定めています。

※ 国際社会における取組の例としては、女子差別撤廃条約等の条約、世界女性会議の成果(行動計画等)、国連総会での「女性に対する暴力撤廃宣言」等の国連の活動、ILOの活動などが挙げられます。

〈参 考〉

**性と生殖に関する健康と権利** reproductive health / rights

女性の体や性の問題を「健康と人権」という観点から保障しようとするもので、性と出産について女性の選択の自由と自己決定権を尊重しようという考え方です。1994年のエジプト・カイロで開催された世界人口開発会議で提唱されました。子どもを産むか産まないか、安全な性生活、性感染症やエイズ、性暴力など、性と生殖をめぐる幅広い問題がこの概念に包括されます。

(市の責務)

**第4条** 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(趣旨) 本条は、男女共同参画を推進するにあたって、市の果たすべき役割の重要性を考慮し、市の責務について定めています。

(解説) 第4条では、第1条の「市、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにする」の規定を受け、市の責務を定めています。

市とは、いわゆる市長部局その他の執行機関である行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会など)を含む組織の総体として用いています。

(1) 第1項 市の責務として、男女共同参画を推進する施策を総合的に策定し、実施することが重要であることから定めています。また、男女共同参画推進施策には、積極的改善措置が含まれることを明記しています。本条において、(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)

と規定することで、以下の条文において「男女共同参画の推進に関する施策」という規定があれば、「積極的改善措置」が含まれることとなります。

- (2) 第2項 市の様々な施策の中で、直接的に男女共同参画を進める施策だけではなく、間接的に影響を及ぼすと認められる施策についても、その策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進につながるよう配慮することと定めています。
- (3) 第3項 男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたり、関係各課において積極的に展開していく必要があるため市内部において必要な推進体制（現在は、協働のまちづくり・男女共同参画推進本部会、幹事会があります。）を整えるとともに、予算などについての措置や市職員自らの意識づくりが不可欠であることから、財政上の措置や市内部における必要な措置を講じることについて定めています。
- (4) 第4項 男女共同参画を推進するためには、市が自ら男女共同参画を率先すること、市が市民、事業者、教育関係者及び市民団体と相互協力すること、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むことなど協働で行うことが必要不可欠であることから定めています。

〈参 考〉

### 登米市男女共同参画基本計画における3つの基本目標

- I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり
- II 男女が共に参画するまちづくり
- III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

### （市民の責務）

**第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。**

**2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。**

（趣旨）本条は、男女共同参画を推進する上で、市民一人ひとりの役割が重要であることから、市民の責務について努力義務として定めたものです。

（解説）第1条の「市、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにする」の規定を受け、男女共同参画の推進のためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることが大切であり、あらゆる分野で男女共同参画の意識を持ち、主体的で積極的な行動を、市や事業者との協働により行っていただく努力内容について定めています。

- (1) 第1項 家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面で男女が対等に暮らしていける社会環境を整えるため、市民一人ひとりが従来の制度や慣行に基づく固定的な性別役割分担意識を改め、男女共同参画に関する理解を深めて、具体的な取組を積極的に進める役割を担っていただくことを記述しています。
- (2) 第2項 市民一人ひとりが、それぞれの立場で、市の施策や事業者等が実施する事業活動等に積極的に参加や協力をしていただき、男女共同参画社会づくりを市や事業者、教育関係者、市民団体とともに協働により行っていただくことを記述しています。

### (事業者の責務)

**第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。**

**2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。**

**3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。**

(趣旨) 本条は、男女共同参画社会の形成にあたって、社会経済活動の中で事業者が重要な役割を果たしており、雇用の分野における取組が重要であることから、市民とは区別して事業者の役割を努力義務として定めたものです。

(解説) 第1条の「市、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにする」の規定を受け、事業者の責務を定めています。

(1) 第1項 男女共同参画社会の実現に当たって、事業者が職場において男女が平等に能力を発揮できる機会の確保やそれぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることが重要であることから、必要な環境の整備に努めていただくことを記述しています。

(2) 第2項 価値観やライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが大切であるため、男女問わず職員が仕事と家庭生活の両立が図れるよう職場環境の整備に努めていただくことを定めています。

(3) 第3項 事業者は、男女雇用機会均等法などの関係法令の遵守を基本として、市の施策や他の事業者や市民が実施する事業活動に積極的に参加や協力をしていただき、男女共同参画社会づくりを市や他の事業者や市民とともに進めていただくことを記述しています。

### (参考)

◆「男女雇用機会均等法」では、事業者は、募集・採用から退職に至るまで雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図り、差別的取扱いをしないよう定められています。

◆「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」では、性別に関係なく、男女の就労者が仕事・育児・介護を両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるよう、雇用環境の整備に関する責務が事業者に課せられています。

また、平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とし、企業と働く者の果たすべき役割として「企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。」と定められています。

**(教育関係者の責務)**

**第7条** 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

**2** 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(趣旨) 本条は、男女共同参画を推進するにあたって、学校教育、社会教育、家庭教育などあらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした、男女平等教育などの教育・学習の果たす役割が極めて重要であることから、市民と区別して教育関係者の責務について努力義務として定めたものです。

(解説) PTAを含め、教育に携わる人たちが、男女共同参画の理念について十分な理解の下に学校教育はもちろんのこと、社会教育などの教育活動を進めること、市が実施する施策に協力するよう努めることを定めています。

**(市民団体の責務)**

**第8条** 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

**2** 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(趣旨) 本条は、地域や主体的に活動を行っている分野で男女共同参画を推進することが、男女共同参画社会の形成にとって重要であるため、事業者とは区別して、市民団体の責務を努力義務として定めています。

(解説) 自治会や各種の特定非営利法人などの市民団体は、地域づくりや福祉分野や社会経済活動など多岐にわたる分野で重要な役割を果たしているため、事業者とは別にその責務を明示しています。

取組が進んでいる団体からは先進的な立場として推進に協力をしていただき、いまだ比較的男性が優位な団体については男女共同参画への取組を促すため、市民団体の責務を定めています。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第9条—第18条)

**(計画の策定)**

**第9条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

**2** 市長は、計画の策定及び変更にあたっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

**3** 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(趣旨) 本条は、市長が男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することについて定めたものです。

(解説)

(1) 第1項 計画を策定するための根拠規定で、市で策定する計画については、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」があり、本市では、平成19

年2月に「登米市男女共同参画基本計画」と平成20年3月に「登米市男女共同参画行動計画」を策定しており、これらの計画は平成22年度が最終年度になっています。そのため、本条例制定後直ちに本条例に基づく「計画」を制定します。

男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するためには、基本計画の策定が不可欠なことから定めています。

また、ここでいう「計画」は、行動計画の内容を盛り込んだ基本計画を指しています。

- (2) 第2項 基本計画等の策定や変更にあたっては、地域の実情に応じた計画とすることや、計画の推進にあたっては市民や事業者の協力が必要になるため、策定又は変更に先立ち、審議会の意見を聴くとともに市民等の意見を反映させる措置を取ることを定めました。
- (3) 第3項 男女共同参画基本計画の策定や変更をしたときは、基本法第14条第4項に基づき公表することを定めたものです。

〈参考〉

### 男女共同参画社会基本法

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 (略)

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(趣旨) 本条は、広い範囲で多岐に渡る男女共同参画の推進に関する施策について、市が総合的、計画的に推進するために必要な取組内容について定めています。

(解説) 第4条の市の責務を受けているものです。

- (1) 第1項 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための体制の整備と、男女共同参画に関する国内外の動向や他市の先進的な取組、市民意識などを把握するため調査研究等を行うことを定めています。ここでいう、体制の整備とは市内における推進に関する委員会、自治会における推進員の設置や男女共同参画を推進する市民会議の設置などがあげられます。
- (2) 第2項 ここに明記した環境整備には、市民、事業者、教育関係者や市民団体が行う、男女共同参画を推進する活動を支援するための拠点機能の整備が含まれています。

**（市民等の理解を深めるための措置）**

**第 11 条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。**

**2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。**

（趣旨）本条は、市民、事業者、教育関係者、市民団体が男女共同参画に関し理解を深めて、積極的に男女共同参画に関する取組を行えるよう、市が必要な啓発活動や情報の提供、人材育成などを行うことを定めたものです。

（解説）

（1）第1項 市は、市全体として男女共同参画を推進するために、性別による固定的な役割分担意識を是正するとともに、様々な慣行や社会通念を見直していく必要があります。そのため、各種講座の開催、広報活動など様々な方法を通じて、啓発活動や情報の提供などを実施していくことを定めています。

（2）第2項 男女共同参画を推進するためには、地域における男女共同参画を推進する人材や女性リーダーなどの人材育成を継続的に実施していくことが重要なため、必要な研修や他団体の活動内容の情報提供などを行うことを定めています。

**（事業者が行う活動への支援）**

**第 12 条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。**

（趣旨）本条は、事業者が男女共同参画を推進するために行う活動について、市が情報の提供や助言などの支援を行うことを定めたものです。

（解説）男女共同参画の推進について、事業者の理解や取組を促すことを目的に、情報の提供や助言や啓発活動等を実施するよう努めることを定めています。

**（教育の分野における措置）**

**第 13 条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。**

（趣旨）本条は、男女共同参画の推進における教育の重要性を認識し、学校教育、社会教育、家庭教育など、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女平等観の育成、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を育成するための措置など、教育の分野における市の取組について定めたものです。

（解説）市は、学校教育、社会教育、家庭教育など、あらゆる教育の場において、男女平等観の育成をはじめ、「性と生殖に関する健康と権利」を基本とした性に関する学習の機会、あらゆる暴力防止を目的とした学習の機会など、男女共同参画推進のために必要な学習機会の充実に努めることを明記したものです。

策定委員会やタウンミーティングにおいて、男女共同参画社会の形成にあたっては、教育の分野における取組が大変重要であるとの意見が出されており、教育基本法においても男女の平等を教育の目標の一つにうたっています。

〈参考〉

## 教育基本法

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

(1)(2) 略

(3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

## (家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

**第14条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。**

(趣旨) 本条は、家族などで経営する農林業や商工業等の分野において、性別による役割分担意識の是正など、男女共同参画が推進されるよう、市が必要な措置を講ずることを定めたものです。

(解説) 農林業及び商工業等、家族経営的な分野において、男性と女性が適正な評価を受け、社会の対等な構成員として経営や活動に参画できる機会を確保できるよう、必要な措置を行うことを定めています。

本来、自営業は事業者の概念に含まれますが、家族などで経営する小規模な自営業者についても、男女共同参画の推進が必要なことから、あえて本条項を置いています。

※ 農林業、商工業等とは、農林業、商工業のほか、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業などあらゆる産業を指します。

※ 必要な措置とは、主に家族を主体として構成される小規模な自営業であっても経営者と経営に参画しない者に分かれることが多いため、性別による固定的な役割分担意識の是正や「家庭経営協定」などの考え方を普及するほか、男女がともに経営や方針決定の場へ参画できるように、研修会や講演会などを開催することを指します。

## (仕事及び生活の両立支援)

**第15条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。**

(趣旨) 本条は、男女共同参画を推進するに当たって、仕事と生活の両立の重要性を認識し、市が両立に必要な支援を行うよう定めたものです。

(解説) 本条は、市民一人ひとりが仕事と家庭や地域において多様な生き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等の支援策等の充実を図り、事業者が行うワーク・ライフ・バランス推進への取組について必要な支援を行うことを定めています。

※ 国では、平成19年12月に「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示していま

す。また、行動指針は、企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示すもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定しています。

(参考)

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは（定義）

#### (1)就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

#### (2)健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

#### (3)多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

とされています。

※内閣府 仕事と生活の調和推進室HPより引用

### （政策の立案及び決定への共同参画）

**第16条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。**

**2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。**

**3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。**

(趣旨) 本条は、あらゆる分野への男女共同参画を推進するため、参画する機会の格差が生ずることがないように、市が必要な措置を講ずることについて定めています。

(解説)

(1) 第1項 必要な措置とは、男女が等しく参画することを促進するため、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うことをいいます。

(2) 第2項 審議会及び各種委員会等の委員の委嘱や任命をする際、男女の参画機会の均等を図るため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを定めています。「各種委員会等における委員」とは附属機関及びこれに順ずる機関の委員をいい、法令・条例等に基づく委員会・審議会の委員や各種計画等作成の際の検討委員も含まれます。

(3) 第3項 市では、登用に当たっては、多様な職務経験の機会の確保を図り、管理職などへチャレンジできるよう、意識啓発や必要な研修を実施することなど能力に応じた均等な機会を確保し、市が率先して男女共同参画を推進することを定めています。

**(実施状況等の公表)**

**第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。**

(趣旨) 本条は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表することを定めています。

(解説) 本条は、男女共同参画の着実な推進を図るため、男女共同参画の実施状況について効果の検証などを行うことが重要なことから、報告書などの方法により公表することを定めています。

市では、広報紙や市のホームページなどを使って報告し、男女共同参画に対する意識の高揚を図ることも目的としています。

**(市の施策に関する意見又は苦情の申出)**

**第 18 条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。**

**2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。**

(趣旨) 本条は、市への意見又は苦情の申出とその対応について定めています。

**第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限 (第19条～第21条)**

**(性別による権利侵害の禁止等)**

**第 19 条 すべて的人是は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。**

**2 すべて的人是は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。**

(趣旨) 本条は、性別による人権侵害行為等の禁止を定めています。

(解説) 人権侵害行為等は、相手方の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、自由な活動を制限することにより個人の人権を侵害するものです。本条項に罰則規定はありませんが、違法性が認識されることにより、性別による権利侵害の防止への効果を期待しています。

また、本条項に違反する行為については、第 20 条「性別による権利侵害に関する相談体制の整備等」に定めるように、相談体制の整備を行い相談を受けることができるようにしています。本条項に違反した場合の罰則規定はありませんが、刑法各条に違反する場合は、処罰の対象になります。

第 1 項では性別による差別的取扱いの禁止を定めたもので、性別による差別が、雇用の分野での差別だけでなく、様々な場面で人間関係を含む深刻な問題となっていることから、自分らしく生きる権利を阻むような社会における制度や慣行による差別的取扱いについても、あらゆる場面において行ってはならないことを明示しています。

第 2 項では、性的な要素を含んだ人権侵害のセクシュアル・ハラスメントや配偶者間や恋人間におけるドメスティック・バイオレンス(身体的、性的、心理的、社会的又は経済的な暴力)は、いずれも被害者に恐怖と不安を与え、自信を失わせ、かつ社会活動を束縛する深刻な人権侵害である

ため、禁止事項として明記しています。

※ すべての人とは、本条項が、市内において性別による差別的取扱いや暴力などが行われることのないよう、これらの一切の行為を禁止するものであり、市内で行われた行為であれば、市民であることや国籍を問わず本条項の対象になることを示しています。

※ 性別による差別的取扱いには、差別する意図の有無にかかわらず、また表面的には性別により異なる取扱いをしていなくても、結果として差別を容認し、あるいは差別的効果をもたらすこととなったもの（間接的な差別）も含まれます。

例えば、職場における昇給や昇格、仕事の内容などについての差別、結婚退職の慣行の奨励、家庭や地域などで男女の役割を区別するなど、女性の自立や能力発揮の機会をなくすような取扱いが挙げられます。また、専業主夫に対する地域の差別的な扱いなどを改善することも挙げられます。

#### **（性別による権利侵害に関する相談体制の整備等）**

**第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。**

**2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。**

（趣旨）本条は、第19条の性別による権利侵害等に関して、市民等からの相談に対する対応について定めたものです。

（解説）

- （1）第1項 市民等が、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合に、被害者の救済が図られるようにすることは極めて重要です。そのため、市民等から相談の申出を受けた場合に対応する相談体制の整備を定めています。

#### **（公衆に表示する情報への配慮）**

**第21条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。**

（趣旨）本条は、公衆に表示する情報に関して性別を理由とする人権侵害を助長することがないように定めています。

（解説）本条では、放送や印刷物、広告、インターネットの掲載情報など、公衆に表示する情報が、人々の意識に重大な影響を及ぼすことがあることに基づき規定したものです。例えば、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報により、女性の人権侵害や暴力を助長する恐れがあります。このことから、公衆に表示する情報に関しては、性別を理由とする人権侵害や他者の人権侵害を助長することのないよう、人権の尊重に配慮する必要があることを定めました。表現の自由はもとより尊重されるべきですがその権利が濫用され、他者の人権が侵害されないように社会一般に向けた表現行為の重要性を訴えるための規定です。

## 第4章 男女共同参画審議会（第22条—第25条）

### （男女共同参画審議会）

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第9条第2項に規定する事項
- (2) 第18条第2項に規定する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

（趣旨）本条は、市長の附属機関である登米市男女共同参画審議会の設置と所掌事務について定めています。

（解説）

- (1) 第1項 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議することを目的として設置することを定めており、この審議会の設置目的から附属機関の位置づけとなります。なお、附属機関は地方自治法上、条例に基づいて設置することとなっています。

### （組織）

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する人
- (2) 関係団体の推薦を受けた人
- (3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

（趣旨）本条は、登米市男女共同参画審議会の組織について定めています。

### （会長及び副会長）

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

（趣旨）本条は、登米市男女共同参画審議会の会長と副会長について定めています。

(会議)

第 25 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

(趣旨) 本条は、登米市男女共同参画審議会の会議の運営について定めています。

第5章 雑則 (第26条)

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(趣旨) 本条は、この条例の規定以外で条例の施行に関し必要な事項については市長が別に定めることを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

(登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年登米市条例第 48 号) の一部を次のように改正します。

別表に次のように加えます。

登米市男女共同 参画審議会	会長	日額	7,000 円	職員旅費適用	1,800 円
	委員	日額	6,000 円	職員旅費適用	1,800 円

(解説) 附則第 1 項では、この条例の施行期日を定めています。

附則第 2 項では、この審議会が地方自治法に位置づけられるもののため、登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、報酬及び費用弁償について定めています。